**安全保障輸出管理にかかる調査票（派遣・受入プログラム等用）**

　本調査票は，学生等の海外派遣及び外国人留学生の受入れのうち，大学又は各学部等で実施する派遣・受入プログラム等を対象とするものです。別紙１から別紙４までの資料を確認のうえ，事実に基づきプログラム等の責任者又は部局等責任者が適切に判断して回答をお願いいたします（虚偽の回答を行い，結果として法令違反となると，罰せられる可能性があります）。また，複数のプログラム等をまとめて回答しても差し支えありませんが，対象としたプログラム等がわかるように回答してください。

　回答するプログラム等を記入してください（入りきらない場合は別紙でも可）。

|  |
| --- |
|  |

**設問１**　リスト規制技術又はリスト規制貨物の取扱いがある場合には「有」を，取り扱いがない場合には「無」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 有 | 無 |

　※リスト規制技術又はリスト規制貨物は別紙１（リスト規制一覧）に記載されている貨物及びこれらの貨物に係る技術です。読替が必要な用語もありますので，下記の経済産業省のウェブページも参照してください。

（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>，貨物・技術のマトリクス表）

**設問２**　大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられる恐れが特に強い貨物又はその設計，製造若しくは使用に係る技術の取扱いがある場合には「有」を，取り扱いがない場合には「無」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 有 | 無 |

　※大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられる恐れが特に強い貨物は別紙２（大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例），別紙３（通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例）に記載されている貨物及びこれらの貨物に係る技術です。

**設問３**　経済産業省が公表する外国ユーザーリストに掲載されている機関からの教職員等又は学生等の受入れがある場合には「有」を，受入れがない場合には「無」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 有 | 無 |

　※外国ユーザーリストは別紙４を参照してください。

　**設問１から設問３において，１つでも「有」を○で囲んだ場合は，**次ページ下部の確認欄に記入，署名（又は記名押印）の上，部局等責任者に提出してください。

　**設問１から設問３において，すべて「無」を○で囲んだ場合は，**次ページの設問４以降に回答してください。

（裏面に続きます）

**設問４**　今後，海外へ輸出（送付・携行等）する貨物は，プログラム参加者のみが使用し，持ち帰る市販のパソコン，タブレット端末，スマートフォン，携帯電話，デジタルカメラとその周辺機器**のみ**であれば「はい」を，そうでなければ「いいえ」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| はい | いいえ |
| ↓設問５へ | ↓確認欄へ |

**設問５**　今後，海外に提供する技術（情報）が，既に公知のものである，又は公知とするために提供する**のみ**であれば「はい」を，そうでなければ「いいえ」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| はい | いいえ |
| ↓設問７へ | ↓設問６へ |

**設問６**　今後，海外に提供する技術（情報）が，機材の設計，製造，使用にかかる技術（情報）であれば「はい」を，そうでなければ「いいえ」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| はい | いいえ |
| ↓確認欄へ | ↓設問７へ |

**設問７**　今後，プログラム内容の変更等により，設問１から設問６の回答と異なる状況が生じた場合又は部局等責任者から依頼があった場合に，改めて本調査に回答することに同意する場合は「はい」を，そうでなければ「いいえ」を，○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| はい | いいえ |
| ↓確認欄へ | ↓確認欄へ |

**確認**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記事項は事実と相違ありません。 |  | （事務局使用欄） |
| 部局等責任者 | 受付 |
| 作成日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  |  |
| 所属： |  |
| 確認者氏名：※署名又は記名押印 |  | 印 |
|  / /  |  / /  |

**（別紙資料）**

別紙１　<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf#page=10>

別紙２　<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf#page=17>

別紙３　<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf#page=20>

別紙４　<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

**（問合せ先）**

|  |  |
| --- | --- |
| 安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見 | 経済産業省安全保障貿易管理政策課(03-3501-2863) |
| 安全保障輸出管理制度概要や法令解釈 | 経済産業省安全保障貿易管理課(03-3501-2800) |
| ﾘｽﾄ規制･ｷｬｯﾁｵｰﾙ規制等の法令解釈 | 経済産業省安全保障貿易審査課(03-3501-2801) |
| 輸出者等遵守基準等に関する質問,不正輸出の連絡 | 経済産業省安全保障貿易検査官室(03-3501-3679) |
| 安全保障輸出管理についての一般的な質問 | 経済産業省安全保障貿易案内窓口(03-3501-3679) |

以　上